

SUMMER

July 2019 no.163

Japan Association of Environment Assessment

JEAS NEWS

特集

「太陽光発電所の環境影響評価」

特集

太陽光発電事業に係る環境影響評価について…………… 2

太陽光発電事業に係る環境影響評価の検討経緯等について…………… 4

三重県における太陽光発電所の環境影響評価関連制度とその運用について…………… 8

エッセイ

韓国環境アセスメントの特徴と課題…………… 10

韓国環境政策評価研究院 趙 公章

令和元年度通常総会／懇親会…………… 12

東北支部の設立…………… 15

環境アセスメント士紹介…………… 16

佐藤高広(自然環境部門)／佐藤敬司(生活環境部門)

JEASレポート…………… 17

JEAS資格・教育センター便り…………… 19

お知らせ…………… 20



第7回 JEAS フォトコンテスト入賞作品／「南国」／撮影：平澤京子（日本エヌ・ユー・エス（株））



一般社団法人 日本環境アセスメント協会

太陽光発電所の環境影響評価

太陽光発電事業に係る環境影響評価について

環境省大臣官房環境影響評価課課長補佐 湯本 淳

1. はじめに

脱炭素で持続可能な社会に向けて、地域資源を活用する「地域循環共生圏」を構築し、イノベーションにより成長を牽引していくことが求められており、再生可能エネルギーはその核となる重要な要素である。2018年7月に閣議決定されたエネルギー基本計画においても、再生可能エネルギーについては、長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していくこととされているところである。

その一方で、大規模な太陽光発電事業の実施にともない、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じている事例があることから、環境省では、太陽光発電事業に係る環境影響評価の基本的考え方について2018年8月より検討を開始し、中央環境審議会への諮問を経て、2019年4月25日、中央環境審議会会長から環境大臣に対し、太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について答申がなされた。

これを受けて、環境省では、環境影響評価法施行令の改正に向けた手続を進めており、来年4月1日にも施行される予定である。

本稿では、答申の内容を中心に、そのポイントを概説する。

2. 太陽光発電事業の環境影響評価の基本的考え方

太陽光発電事業については、建物屋上や工場敷地内の空き地等に加え、森林等の中山間地域において大規模に設置する事例が増加している。新聞報道や地方公共団体へのアンケートの結果によれば、土砂災害や景観、水の濁り等の環境保全上の懸念が生じており、環境保全と両立した形で適正に太陽光発電事業を導入することが、地域の理解も得て、結果的に太陽光発電事業の円滑な普及促進に貢献することとなる。

適正な太陽光発電事業の導入促進のため、一部の地方公共団体において太陽光発電事業を環境影響評価条例の対象

としているところであるが、さまざまな問題が全国的に顕在化している現状に鑑み、すでに法で対象となっている事業と同程度以上に環境影響が著しいと考えられる大規模な太陽光発電事業については法の対象事業とすることで、国が全国的見地から制度的枠組みを整備し、国としての方向性を明らかにするとともに、技術的水準を示していくこととした。

法対象とならない規模の事業については、各地方公共団体の実情に応じ、各地方公共団体の判断で、環境影響評価条例の対象とすることが考えられる。

また、環境影響評価条例の対象ともならないような小規模の事業であっても、環境に配慮し地域との共生を図ることが重要である場合があることから、必要に応じてガイドライン等による自主的で簡易な取組を促す必要がある。

3. 太陽光発電事業に関する規模要件・地域特性

法の対象となる規模要件については、電気事業法との整合性の観点から出力(kW)を指標とすることとし、環境影響評価条例の規模要件の水準、法における土地区画整理事業などの面整備事業の規模要件の水準、面積と出力の関係を踏まえ、系統接続段階の発電出力ベース(交流)において40MW(4万kW)以上を第一種事業、30MW(3万kW)以上40MW(4万kW)未満を第二種事業とする予定である。

第二種事業のスクリーニングにあたっての地域特性の考慮については、人為的な影響の比較的低い地域は、大規模な森林の伐採や裸地化にともない、水の濁り、斜面地で事業を実施することによる土地の安定性への影響、動植物の生息・生育環境の消失など、環境への影響が著しくなるおそれがあり、環境影響評価を行うべきと考えられる。

環境保全と両立した形で適正に太陽光発電事業を導入するためには、環境への影響が懸念される地域ではなく、施設の敷地や建物の屋上等、環境への影響が小さいと想定される地域に導入することが望ましく、環境影響評価の実施にあたっては、地域特性を考慮することが必要である。

4. 環境影響評価の項目の選定等の基本的考え方

太陽光発電事業に係る環境影響評価の項目としては、面的な土地改変による工事中の粉じん・騒音・振動、水の濁り、土地の安定性、動物・植物・生態系、景観・人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等への影響のほか、パワーコンディショナからの騒音や反射光による影響が考えられる。

太陽光発電事業は、立地場所がさまざまであることから、評価項目の選定にあたっては、個々の事業の地域特性等に応じて、評価項目の絞り込みや重点化を行い、効果的・効率的な環境影響評価を行うことが重要である。

水の濁り、土地の安定性については、近年の気候変動の影響による異常気象も背景に太陽光発電事業において問題となることが多く、特に林地や傾斜地で実施する場合には、項目として選定する必要がある。

5. 調査、予測及び評価手法等の基本的考え方

調査、予測及び評価手法等については、面的な土地改変による環境影響に関する既存の知見の活用が可能であるが、太陽光発電事業特有の環境影響のうち、特にパワーコンディショナからの騒音については、特定の周波数が卓越した音（純音性成分）が発生している場合があり、わずらわしさにつながる可能性があることから、その調査、予測及び評価手法等について知見の蓄積を図っているところである。

太陽光パネルからの反射光による影響としては、近隣の住環境への影響があり、対象事業実施区域周辺の住居等の保全対象施設等への影響を、シミュレーションにより予測・評価することが可能である。その他、反射光による影響として、景観への影響があげられるほか、飛来する生物等の生態系への影響のおそれもあるとの意見もある。

太陽光パネルの撤去・廃棄については、固定価格買取制度による買取期間が終了した後の放置や不法投棄が懸念されている。廃棄等の費用の積立てを担保する制度については、総合資源エネルギー調査会において議論が進められているところであり、環境省でも「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」を策定しているが、環境影響評価においても、工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、必要に応じ、撤去にともなう廃棄物について評価項目として選定することが考えられる。

6. 小規模太陽光発電事業に関する自主的な環境影響評価

太陽光発電事業については、法や環境影響評価条例の対

象外の小規模な事業が件数としては非常に多く、小規模な事業であっても問題が発生している例があることから、環境省では、今年度、小規模太陽光発電事業に関する自主的な環境影響評価のガイドラインの策定を行うこととしている。

ガイドラインの具体的な検討はこれからであるが、自主的な取組であるため、小規模太陽光発電事業に関する実態を踏まえつつ、時間やコストを考慮する等、事業者が積極的に取り組める内容とする必要がある。他方、関係者との情報交流は環境影響評価の根幹であり、わかりやすい形で住民説明を行う必要もある。さまざまな関係者と意見交換しつつ、活用しやすいガイドラインとなるよう、検討を進めていきたい。

7. 太陽光発電事業の地域との共生に向けて

太陽光発電事業を始めとする再生可能エネルギー発電事業は、地球温暖化対策の観点からも、主力電源化に向けた取組を引き続き積極的に推進していくべきものである。また、太陽光発電事業は、地域資源を活用する「地域循環共生圏」の構築のため、自律分散型のエネルギーシステムの構築による再生可能エネルギーの地産地消、災害に強いまちづくり、農業者の所得向上に資する営農型太陽光発電など、さまざまな課題を同時に解決し得る鍵となっている。

他方、設備の安全性の問題や、防災・環境上の懸念等をめぐる地域住民とのトラブル等、さまざまな問題も顕在化している。これらの懸念を払拭し、適正な太陽光発電事業を推進していくため、国及び地方公共団体において、さまざまな取組が進められている。

環境影響評価とは、事業者が環境影響の調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体等の意見を聴き、それらを踏まえ環境保全措置を講じ、より良い事業計画を作り上げていく制度である。太陽光発電事業について、透明性の高い環境影響評価を実施することにより、地域の理解と受容が進み、環境と調和した形での再生可能エネルギーの健全な立地が促進されると考えられる。

しかし、環境影響評価は一定の手続を定めた規定であり、それのみですべての問題が解決するというものではない。他の法律や条例による規制措置なども組み合わせ、国の関係省庁及び関係地方公共団体が連携し、地域との共生に向けたさまざまな施策を総合的に進めることで、太陽光発電事業の適正な導入促進を図ることが重要である。

地域と共生した再生可能エネルギーが、円滑に導入され、事業として発展することを期待する。



太陽光発電事業に係る環境影響評価の 検討経緯等について

インタビュー：福岡大学名誉教授 浅野直人

1. はじめに

環境省は2019年3月に「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書」を公表し、その後、中央環境審議会総合政策部会環境影響評価制度小委員会での検討を経て、太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方が環境大臣に答申された。

本検討会及び中環審小委員会の座長・委員長を務めた福岡大学名誉教授の浅野直人先生に、検討会や小委員会での議論や太陽光発電所に係る環境影響評価のポイント等をうかがった。

2. 太陽光発電所が環境影響評価法の対象事業となった背景等について

風力発電施設をはじめとして、大規模な発電施設は環境影響評価法の対象となっている。いわゆるメガソーラーが建設された当初は、地球温暖化対策の一つであり、環境影響が少ないと考えられていたが、5～6年ほど前から太陽光発電施設をめぐる地域との紛争が生じており、環境影響評価法の対象にならないのはなぜか、といったことを新聞社から問われたりしていた。個人的には、環境に対してインパクトを与えることは間違いないことから環境影響評価制度の対象にすべきだろうと思っていた。ただし、風力発電も同様であるが、火力等の発電施設とは異なり、施設の耐用年数が20年程度と短いため、廃棄時の問題が大きいことから、事業実施前の環境配慮が主目的である環境影響評価法よりも、廃棄時・事業終了後まで一貫通で適切に環境配慮を行わせるために別の法律で対応する方が良いだろうと考えていた。たとえば、有害使用済機器が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）で扱われよう、使用済太陽光発電パネルを廃棄物とみなせるようにすれば、系統につないでないまだ発電能力の残る太陽光パネルが、そのまま放置されることにはならない。しかし、新規に立法をすることは骨が折れるので、環境影響評価法で対応す

ることにしたのもやむを得ないかと考えている。

環境影響評価法では敷地100ha相当の4万kW規模以上を第一種事業、その75%相当を第二種事業とすることから、今後、さまざまな批判もあろうと予想している。しかし環境影響評価法は、小規模な事業を取り込むことを考えていない。また、地方分権という今の時代の趨勢を考慮すると、すでに小規模な事業を環境影響評価の対象として動き出している環境影響評価条例との兼ね合いを考える必要がある。さらに、環境影響評価法対象の太陽光発電施設は電気事業法の許認可等にも関係してくるが、電気事業法の手続がほかの発電施設と同様に出力で規定されて手続を行われているため、太陽光発電施設だけ面積で規定するというのはやや美的感覚にもそぐわない感がある。

もっとも広い面積だが出力は少ないという場合を考えると、できれば環境影響評価条例は出力を基準にするのではなく、面積を基準にしていれば、これらについても設置段階での環境配慮ができるだろうから、条例でのしっかりしたフォローもお願いしたいところである。

3. 太陽光発電所に固有の環境影響等について

検討委員の発言のなかで一番懸念が多かったのは苦情やトラブルも多い、斜面に太陽光発電を設置した場合の斜面崩壊であった。太陽光発電施設はほかの用途がなく土地の価格が安い地域を狙って設置されるため、結局、斜面に設置される。しかも、太陽光発電のためのパネルを設置するだけなので、土地造成をしっかりとせずに、斜面にそのまま取り付けるということもあり、大雨などで斜面崩壊が起こることがある。やはり斜面での設置に際しては崩壊等の危険性に十分に配慮して、可能な限り斜面での設置を避けるとともに、斜面に設置する場合には適切な対策を行うことが大事であるという意見が多かった。

また、太陽光発電は、面開発と同じような事業特性がある一方で、面開発と異なる事業特性も有している。面開発の環境影響評価では、面開発という開発行為にともなっ

生じる環境影響だけをチェックするという仕組みであり、さまざまな施設の設置にともなう環境影響評価の義務付けがなく、面開発をした後に、工場や高層ビル等を建設しても、それ自体に係る環境影響評価は必要がないという制度である。その点、太陽光発電施設は、多くが面開発をともなうが、その上に造られるものは太陽光パネルと決まっている。つまりどういう形で、その開発された土地が利用されるか、あるいはすでに開発された土地が太陽光発電施設を造ることによってどういう利用形態になるかというのがはっきりしている。このため、きちんと施設による環境影響を確認していくことが必要である。

また、面開発事業では、降雨にともなう排水や調整池等がきちんと考えられるが、太陽光発電施設の場合は裸地に基礎をつくってパネルを敷いた場合にそれらの対策が講じられず、大量の降雨があった場合は、工事中だけでなく供用時にわたっても下流の河川の水域等に対して濁度として影響を与える可能性があることも心配される。

最近では、営農型太陽光発電施設も検討されており、その場合には、営農者によってある程度手入れされるため問題がないと考えるが、そうではないような太陽光発電施設の場合には、パネルを設置してそのままにするという場合も想定されるため、もともとの植生や地形等への影響を注意する必要がある。

検討会の現地視察で実際に見に行った場所でも事業実施区域外の下流にある用水路を対象とした濁水発生の予測が行われていた。

また、中央環境審査会環境影響評価小委員会では、太陽光パネルの表面が昆虫や鳥には水面のように見えてしまう危険性があるため、何らかのミチゲーションが必要であるとの意見があり、こういう点についても何らかの環境保全措置が必要であるのかもしれない。

さらに意外であったのが、太陽光パネルが発電した直流を交流に変える装置で騒音が出ることである。これは風力発電施設の検討時にも気になっていたことであるが、在来

の騒音は環境基準で考えるため、音圧レベルで環境基準を達成できれば問題がないということで済ませていた。しかし、環境基準を満足している場合であっても、一定の周波数の音が常に発生している場合は、アンノイアンス（不安）を感じる事が分かっており、太陽光発電施設の変電施設等からも同様の騒音が発生することが分かっている。ただ幸いにも太陽光発電施設は発電しない夜間には騒音が発生せず、また、騒音が発生する施設をコンテナ等の中に入れるなど、対策も十分技術的に可能である。

いずれにしても、特定の周波数に対する騒音の評価等については、「環境基準を満足すれば良い」という従来の環境影響評価の発想を変えるきっかけにできると考えている。

4. 太陽光発電所の環境影響評価において留意すべき点等について

環境影響評価においては、的確に情報を提供すること、隠し立てをしないこと、そのことをきちんと公にすることが大事である。もともとアメリカの環境影響評価を定めるNEPAでは、許認可の審査の過程で情報を公にすることで、事実を明らかにしたら異論のある人が裁判を起こすだろう、裁判を回避したいのであれば裁判を起こされないように頑張ればよい、という考え方を基礎にしており、許可の要件としてのアセスという考え方をとっていない。



浅野 直人

環境省中央環境審議会環境影響評価制度小委員会委員長、環境アセスメント学会顧問、福岡市環境影響評価審査会、福岡県、北九州市、太宰府市の環境審議会など、数多くの環境影響評価制度等に係る審議会等の会長を務めている。また、風力及び太陽光発電の環境影響評価法対象事業への追加検討に係る検討会委員長も務めている。



インタビューの様子

これに対し、わが国では環境影響評価導入が公害防止機能と結び付けて考えられたため、許認可との連動との意識が強いように思われる。しかし、日本でも環境影響評価法は、情報を明確にして事業者の自主的な環境配慮を求めるといった手続的手法を定める制度と考えられるべきである。現に環境影響評価条例は許認可とは関係なく環境影響評価が行われ、その結果が尊重されている。しっかり情報を提供し、住民や専門家等から提供された情報について異論ができれば計画の手直しをさせ、異論が少なくなれば事業がしやすいというだけであり、結果的には関係ステークホルダー間での合意形成にも寄与しているように見えるだけである。

最終的に意思決定を誰がするかというのは、事業等によって方法やプロセスは異なる。国民との合意によって意思が円滑に形成されるというのは公共事業的なものには当てはまるが、純然たる民間事業の場合には別の論理も働くはずである。住民説明会では事実を正確に述べるということ、また住民等の関心事や知りたがっていることにきちんと答えるとか、今の技術レベルではどんな対応が可能か等を答えることしかない。100%完璧な対策をとらなければ開発を許さないというためのアセスと考えることはどうかとも思われる。

5. 今後の動向等について

(1) 水上太陽光発電所について

オープンな水面の上に太陽光発電施設を設置している事例があり、検討会でも現地視察を行った。実際には、水が流れているようなところでは設置が難しいのではないかと。結局は貯水池などに設置することが多いだろうが、その池に魚類や鳥類などが生息している場合は動植物への配慮も必要であり、あまりおすすめてはしたくない。現地視察を行った千葉県の場合では、工業用水のために人工的に造られた貯水池に設置されたケースである。工業用水の貯水池であるために、特徴的なこととして、工場用水を必要とする限り、365日24時間、水が常に抜かれ、同じだけの量が必ず追加されるため、水面の高さは常に一定で、水が頻繁に入れ替わるため、水が汚れるということがあまり生じないようだった。太陽光発電のパネルを水上に乗せても、日陰になったことによる水質への影響が防げる。さらに、千葉県は水面の面積の3分の1までしか太陽光発電のパネル設置を認めていないので、これも水質の悪化を防ぐ工夫なのかとも思われた。

(2) リプレースに対する考え方について

特にリニューアルについては十分考える余地がある。ほかの発電施設と違って太陽光発電施設と風力発電施設は20年程度と寿命が短いことから、地域特性、事業特性にもよるが、リニューアルの優遇とアセス緩和は必要である。たとえば、太陽光発電施設の場合、同じサイトで太陽光パネルを貼り替えるだけであれば、必要なことはすべて調整済みであると考えられるので環境影響評価の手続は必要ないであろう。風力発電施設の場合であっても、既存施設からの距離が近いのであれば、環境影響評価手続の簡素化も考えられるであろう。

一度、環境影響評価制度というチェックを経ている事業であり、リニューアル時に新たな著しい環境影響が生じないのであれば、環境影響評価を経ずに、あるいは簡易的な

環境影響評価などを経ればリニューアルできるということにすればよい。

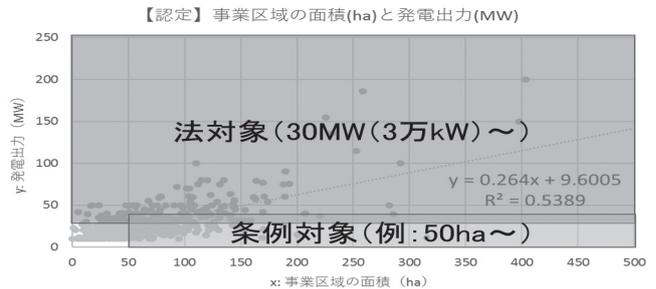
今後の政府でのさまざまな検討では、長期ビジョンのなかで、脱FIT、FIT依存型でない再生可能エネルギーの安定的な体制づくりが求められているなかでは、環境影響評価を経なくてもリニューアルが進められるという仕組みづくりが必要なのかもしれない。これは、地域循環共生圏というなかで、地域の自然再生エネルギーは地域が主導権を握りながら、どのように地域循環共生圏を実現させるかということとも大きく関係するであろう。

(3) 太陽光発電施設の適地マップ化とSEAについて

今後、太陽光発電施設を環境影響評価条例の対象としない自治体は、環境影響評価法に合わせて太陽光発電施設を対象にしていく動きが出てくるであろう。また、条例アセスの対象にならない規模のものについては、おそらく地域から懸念の声があがり、自主アセス、ミニアセス的なもの実施せざるを得ない状況になるであろう。このようななか、山梨県では富士山という世界遺産を守るため、太陽光発電施設の適地をマップ化する取組を行っている。

このように再生可能エネルギー施設の適地を事前に示すことが大切である。たとえば、工場跡地や碎石場跡地、閉鎖されたゴルフ場など、使われていない場所を積極的に適地として示して、土地の有効利用を図ることが大事である。すでに土地造成を行い宅地開発を行ったが事業がうまく行かなかった場所を活用して太陽光発電施設を造った事例がある。宅地であれば、すぐ近くまで送電線が来ていることや、宅地開発のために周囲の環境状況も考慮されているような場所で、太陽光発電施設を造る方法は非常に賢いやり方であると思われた。

なお、地方自治体が中心となって太陽光や風力発電施設の適地をマップ化、ゾーニングする取組が進められており、一種のSEAといえるが、わが国で諸外国のようなSEAを導入することは甚だ難しい。それは物を決めるルールがまったく整っていないからである。SEAガイドラインを検



※それぞれが重なっている範囲（出力30～40MWかつ面積50ha以上の案件）については、法におけるスクリーニングの結果、法手続が不要となった場合にも条例対象となる場合がある。

※条例において対象事業は「法対象事業を除く」とされており、二重の手続が生じることはない。

図 法と条例の対象事業のカバー範囲のイメージ

出典：「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書」（2019年3月）

討時に事業者が行うようにしたのはやはり実効性があるからである。しかし、地域の環境配慮を考えると、事業者と公的セクターはそれぞれやるべきことがあり、本来SEAは公的セクターがやるべきものである。たとえば、福岡市は環境配慮指針をつくり、市全体の環境特性を示しているが、SEAの一種である。極論をすれば、適地マップに沿って事業を行う場合は配慮書を省略することもあり得る。一方で適地マップの検討にあたってさまざまな便益を調整する必要があるが、どの程度、調整すべきかが極めてあいまいであるため、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」でも促進が先行してしまう。

6. おわりに

インタビューの最後に行ったフリーディスカッションのなかで浅野先生から「脱炭素社会をつくるということがさまざまなガイドラインやビジョンに書かれているが、問題はそれが実行できていないことである。今後、想定されるさまざまな動きに対して、日本環境アセスメント協会は環境を考える素材をしっかりと提供できる仕組みをつくり、いつでも発信できることが重要ではないか。たとえば、日本環境アセスメント協会が中心になって政府機関や事業者とコンソーシアム的なものをつくり、脱炭素社会形成のために知恵を出し合うことが期待される。」と当協会に対する期待をいただいた。今後の活動のなかで取り組んでいけるようにしたい。

(編集委員：荒尾章子 / 細川岳洋)

三重県における太陽光発電所の 環境影響評価関連制度とその運用について

三重県環境生活部地球温暖化対策課環境評価・活動班 班長 鳥居成幸



取材風景

1. はじめに

環境省は、早ければ来年度初めには環境影響評価法の対象事業に太陽光発電所を追加することとしているが、先行して、現在、環境影響評価条例あるいは景観条例やガイドライン等で事業者に環境配慮を求めている自治体も多くある。そのなかでも独自の制度を制定して、早期の段階から環境アセスメントを実施している三重県における取組の現状について、三重県環境生活部の鳥居班長にお聞きした。

2. 三重県の環境影響評価制度について

三重県環境影響評価条例（以下、「県条例」と略す）では、事業の種類と規模に応じ、環境アセスメントの実施を義務付ける「対象事業」と、「簡易的環境アセスメント」の実施を義務付ける「準対象事業」の2つの規模要件を設けている。右ページの図に示すように、準対象事業が面的開発を主対象としているのは、道路や鉄道等の線の事業に比べて、より周辺環境への影響が大きくなる恐れがあることを考慮したためである。

太陽光発電所については、県条例による事業種類としての位置付けはない。その背景としては、本来は「工場、事業所」の事業種類に位置付けられるべきところ、発電過程で排水、排ガスが発生しないということで、2013年に「太陽光発電所を除く」ことを条例改正し、太陽光発電所の設置に際して用地造成をとまなう場合のみ、「宅地その他の用地造成」として、規模要件に従い、面積20ha以上であれば「対象事業」、面積10ha以上であれば「準対象事業」に該当することとした。

したがって、ゴルフ場跡地や工場跡地など土地造成をとまなわない施設地の場合は環境アセスメントを求めている。

また、県条例で配慮書の規定はないため、「対象事業」に該当する場合は、通常的环境アセスメントとして“方法書”→“準備書”→“評価書”→“事後調査報告書”の手続

を行い、「準対象事業」に該当する場合は、「簡易的環境アセスメント」として、文献調査を基本に調査・予測・評価を行う“簡易評価書”と、環境負荷低減を目的とした措置を記載した“措置報告書”の手続を行うことになる。

3. 県条例における準対象事業（簡易的環境アセスメント）設定の背景など

県条例には、2016年度から「準対象事業（簡易的環境アセスメント）」が新たに加えられた。準対象事業が追加された背景の大きな要因として、県内において、条例アセスメントの規模要件（20ha）に満たない太陽光発電所（面積19.8haなど）が設置される事例があったことから、いわゆる「アセス逃れ」を防止するという側面もあった。

本年5月時点において、手続実施中の案件を含む簡易的環境アセスメント5件のうち3件が太陽光発電所の事業であり、まさに太陽光発電所のための「簡易的環境アセスメント」になっている感がある。

このように、太陽光発電所の設置場所として三重県内が多く選定される主な理由としては、太平洋側に位置し、全国的にも年間の日照時間が長いこと、中京圏のなかでは比較的地価が安いことのほか、中部電力管内で系統連系が可能な容量があること、設置適地として過去に住宅開発等を目的として取得された大規模な土地が存在し、インフラの整備が比較的容易であることなどが背景にある。

4. 県内における太陽光発電所の環境影響評価の重点項目について

太陽光発電特有の影響評価項目としては、気温上昇による影響があげられるが、予測・評価に係る知見はまだ不足しており、事業者には、事後調査によるデータの蓄積をお願いしている。

また、反射光については、事業者がパネルの角度調整や、低反射型を使うという保全措置を講じることが多いが、住宅密集地などを除けば、あまり問題となっていないという

対象事業・準対象事業の規模要件(条例施行規則別表第1・第60条)

事業種類	規模要件	
	対象事業 (環境アセスメントを実施)	準対象事業 (簡易的環境アセスメントを実施)
1 道路	自動車専用道路 一般国道等	4車線すべて 4車線5km以上
2 ダム、堰、堰	ダム 堰	堤頂高30m以上 湛水面積20ha以上 長さ300m以上
3 鉄道又は軌道		延長5km以上
4 飛行場		すべて
5 電気工作物	水力発電所 火力発電所 地熱発電所	出力1.5万kW以上 出力5万kW以上 出力5千kW以上
6 廃棄物処理施設	廃棄物最終処分場 廃棄物焼却場	敷地面積2.5ha以上 処理能力4t/時以上
7 流域下水道終末処理場		すべて
8 工場又は事業場 (太陽光発電所を除く)		排ガス量10万m ³ /時以上 排水量5千m ³ /日以上 面積20ha以上 ※
9 公有水面埋立		面積15ha以上
⑩ 土地区画整理事業		面積20ha以上 (用途地域50ha以上)
⑪ 工業団地の造成		面積20ha以上 ※
⑫ 住宅団地の造成		面積20ha以上
⑬ 流通業務団地の造成		面積20ha以上 ※
⑭ スポーツ又はレクリエーション施設等	ゴルフ場 スポーツ又はレクリエーション施設 公園事業 都市公園	面積20ha以上 ※ 面積20ha以上 ※ 面積20ha以上 ※ 面積50ha以上 ※
⑮ 宅地その他の用地造成		面積20ha以上 ※
16 農用地の造成		面積7ha以上 ※
17 土石の採取又は鉱物の掘採		面積20ha以上
18 複合開発整備事業		⑩～⑮の事業の面積と規模要件との比の合計が1以上
港湾計画(条例第40条)		面積100ha以上

※は、工業専用地域の面積を除いた面積です。
★ 特別地域(国立公園の特別地域等)で実施する事業については、規模要件が厳しくなります。

図 パンフレット「環境アセスメント 三重県環境影響評価条例の概要」

印象を持っている。さらに直流電圧を交流電圧に変換するパワーコンディショナを発生源とする騒音・低周波音についても、現状では周辺住民からの苦情は聞いていない。

その他の影響として、土砂災害、自然環境関連(湿地等に生息・生育する希少種への影響や、開発区域近隣の農地におけるイノシシやシカなどの獣害拡大への懸念など)、景観、水収支などもあるが、これらについては太陽光発電所に特有の項目というより、面的開発事業全般において影響としてあげられることが多い項目との色合いが強い。

簡易的環境アセスメントでは、文献調査を基本としているが、特に自然環境に関しては、環境アセスメントとは別に、「三重県自然環境保全条例」により1ha以上の自然地が含まれる開発には自然環境の現況把握を事業者を求めるという事情もあり、立地条件に応じ、事業者が自主的に現地調査を実施しているケースが多い。

5. 「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」について

本県では、地域との調和を図りつつ円滑に太陽光発電施設

を導入していくため、2017年に「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」を策定した(以下「ガイドライン」と略す)。これは出力50kW以上の施設を対象としたものであり、環境アセスメント及び簡易的環境アセスメントの対象とならないような小規模事業にもこのガイドラインを適用することを意図したものであるが、環境保全だけでなく、エネルギー政策の一環という趣旨にも力点が置かれている。

6. 今後の課題等

太陽光発電所の建設による環境影響の低減や地域住民との合意形成の良否は、発電施設の規模の大小よりも、施設の立地条件と自然環境により左右されるという印象がある。立地条件等に応じ、環境アセスメントや簡易的環境アセスメント、それらの規模要件に満たない場合でもガイドラインに沿って、地域住民とのコミュニケーションを密にとりながら事業を進めていくことが望ましいと考えている。

また本施設の固定価格買取期間(20年)経過後の太陽光発電所の廃止や撤去後の廃棄物処理や感電事故防止の扱いについては、県条例の枠組みのなかで担保することには限界があるため、本県においてはガイドラインにより適切に対応するよう求めている。

7. おわりに

同じ再生可能エネルギー事業でも、景観への影響を懸念して風力発電所建設の方が広い範囲の住民から反対意見が届く傾向にあるとの話もうかがった。再エネの利活用は、温暖化防止のために必要不可欠なメニューであるという大方の共通認識がある一方、貴重な生態系や景観を壊してまでそれらの施設をつくる必要があるのかという大きな命題があるが、これらを対立的に捉えるのではなく、どのように周辺環境との調和を図りつつ共存させて行くか、私たちひとりひとりに問いかけてられている重い宿題であることを改めて認識した。(編集委員：中村 健 / 松井理恵)



韓国環境アセスメントの特徴と課題

韓国環境政策評価研究院 趙 公章

日頃お世話になっている日本のコンサルタントの方から日本環境アセスメント協会誌にエッセイを書いてくれないかという依頼をいただきました。日本で環境アセスメントを研究テーマにして博士号を取得し、韓国でも環境アセスメント関連の研究所に勤めている私からしてみれば大変光栄な話であります。ここでは個人的なことよりは、韓国における環境アセスメントの特徴と悩みをお話しさせていただきます。

1. 韓国の環境アセスメントの歴史

韓国では1981年環境保全法に環境影響評価書作成に関する規定ができたのが始まりです。当初は住民参加や準備書などの規定はなく、評価書を作成し環境省（韓国では環境部という名称である）と協議することだけが定められていました。1993年には個別法として環境影響評価法が策定され、本格的に環境アセスメントが運用されるようになります。2006年には戦略的環境アセスメントの概念を取り入れた事前環境性検討制度（後に戦略環境影響評価と名称変更）が導入されます。現在、韓国の環境影響評価法では戦略環境影響評価、環境影響評価、小規模環境影響評価の3種類が運用されています。

2. 専門検討機関

韓国の環境アセスメント制度の特徴の一つは専門検討機関の存在です。1997年の法改定で検討機関を設置することになりました。検討機関の役割は評価書を検討（レビュー）し、環境省に検討意見を送ることです。日本であれば自治体での環境アセスメント審議会のような役割です。

その検討機関は、私が勤めている韓国環境政策評価研究院（Korea Environment Institute、以下 KEI）です。KEIでは環境アセスメント法対象のすべての準備書と評価書をレビューします。レビューする評価書は年間500件以上になります。KEIの評価書検討部署には約30人のドクターが四つのチームに分かれて毎週火曜日に検討会議を行います。ですから月曜日には夜勤、火曜日の検討会議終了後に

は飲み会が日常化されています。

専門検討機関導入の成果としては、一つ目は、評価書検討機能と研究機能の連携だと思います。評価書検討経験を活かして新たなガイドラインをつくったり、制度改善の研究を行ったりしています。もう一つは公正性であると自負しています。事業者からはもちろん環境省からも関与はほとんどありません。KEIが環境省の管轄ではなく、総理室管轄であることが独立性を担保していると言えるかも知れません。現在、環境省とKEIは良い意味での緊張関係にあります。

3. 環境アセスメント士

韓国でも2014年に環境アセスメント士制度が導入されました。日本とは異なり、国家資格試験として行われます。環境影響評価法にも資格試験のことが明確に記載されています。

年2回試験が行われ、2014年から2018年までの8回の試験で210名の環境アセスメント士が輩出されました。

試験は、一次試験が筆記試験、二次試験が面接試験の形式で行われます。筆記試験は環境政策、国土環境計画、環境アセスメント制度、環境アセスメント実務の4科目です。面接試験は環境アセスメントの実務に関する内容です。

受験者の話によりますと、経験豊富なコンサルタントからすると、環境アセスメント関連の科目は普通の仕事の内容でもあるので難しくありませんが、むしろ環境政策と国土環境計画科目の難易度が高いようです。おかしい話でもありますが、環境アセスメント科目よりもその他の科目が環境アセスメント士の当落のポイントになるそうです。

筆者はこれまで出題委員として筆記試験に2回、面接試験に1回参加しました。問題出題のために二泊三日のホテル合宿が始まります。携帯電話は預けなくてはなりませんし、食事もすべてルームサービスです。初日の食事は美味しくいただきましたが、三日目になるともうルームサービス料理に飽きてきます。

二泊三日と言いましたが、三日目は試験日当日です。ですから試験日前日（合宿二日目）の深夜には問題用紙を印

刷会社に送らないといけません。つまり出題にかけられる時間は約 36 時間です。そのなかで科目別分科会と全体会議を 5～6 回繰返しながら問題が完成されます。

一番難しいのは、難易度調整です。まったく予想がつかないのですが、結果的に筆記試験は 5%～15%、面接は 60%～70%の合格率を維持しています。

4. 住民参加の限界

韓国の環境アセスメントで一番の悩みは住民参加の部分です。韓国の法律では準備書段階における住民参加を規定しています。説明会は必ず行うことになっていますし、住民 30 人以上の要求がある場合には公聴会を開催するようになっています。

しかし、多くの場合に説明会と公聴会は住民らの反対で開催自体が難しくなる場合があります。いわゆる開催妨害です。このように説明会や公聴会が住民反対などで開催できない場合には、「開催したこととみなす」ことが法に規定されています。つまり住民らの妨害で開催できない場合はしょうがないということです。

もう一つの問題は、公聴会の主催者が事業者であることです。公聴会では事業者が推薦する専門家と住民らが推薦する専門家が討論を行います。しかし、その討論の結果をどう評価書に反映するかに問題があるのです。主催者が事業者であり、また環境省と KEI は参加しないので、公聴会での議論の内容が評価書に反映する場合はほとんどありません。ですから、住民らは公聴会開催そのものを反対する理由でもあります。そこで私は公聴会を環境省か承認機関が主催することを提案しています。

5. 個人活動

検討機関である KEI の評価書検討会議と検討意見は今まで非公開でありました。私は KEI に入った当時から公開するべきであると主張していましたが、内外から“基本的には公開に賛成だが、まだ早い。公開のための準備期間が必要である”との理由で拒否されてきました。

2014 年のある日でした。国会内の環境委員会に所属す

る国会議員の補佐官らが開催する勉強会での講義を要請されました。そこで私は環境アセスメントにおける住民参加と情報公開の重要性を説明しながら、“たとえば KEI の検討意見を公開すれば、環境省や承認機関もその意見を無視することができなくなる”と語りました。その勉強会がきっかけになり、現在の KEI の検討意見は原則公開に変わりました。でもまだ検討会議は公開されません。

ところで、今年の 3 月にプサン（釜山）市議会の議員からプサン市のアセス条例の見直しに関する意見を求められました。私は環境アセス条例を環境・社会アセス条例に拡大することと会議公開条例を新設することを提案しました。市議会ではこの意見に大賛成で、8 月に条例を策定することを目標に作業を進めています。ここでの会議公開条例はもちろん日本の条例を基にしたものでもあります。

6. 結び

以上、簡単に韓国での環境アセスメントにまつわるいくつかの事例を紹介しました。最後に今まで多大なご指導とご声援を送ってくださった皆さんにお礼を申し上げます。恩師の原科幸彦先生（現、千葉商科大学学長）を始め、環境アセスメント学会、日本環境アセスメント協会関係者の皆さんには大変お世話になりました。本当に感謝しています。

Profile

趙 公章 氏 CHO Kongjang

韓国環境政策評価研究院（KEI）、責任研究員

■執筆略歴

韓国ソウル大学卒業後日本へ留学し、東京工業大学で博士号を取得する。

その後、日本では(財)政策科学研究所で客員研究員、東京大学新領域創成科学研究科で特任助手を務めた。

現在は韓国環境政策評価研究院で環境政策、環境アセスメントの研究を行っている。また、韓国環境影響学会では国際理事として日韓アセス関係者の交流を支援している。

令和元年度通常総会／懇親会

一般社団法人日本環境アセスメント協会は、5月28日に令和元年度通常総会を開催した。会場となった東京都千代田区平河町のルポール麹町には、全国から多数の会員が参集した。

当日の様子を総会ならびに総会後に開催された懇親会とあわせて報告する。



総会

出席会員数は、委任状を含めて110法人となり、本総会が成立することが確認された。議長には梶谷修会長が選任され、総会の開会を宣言した。

報告事項として「平成30年度事業報告」の説明、決議事項として「平成30年度決算報告」の説明があり、高塚敏監事から決算報告等に関する監査報告が行われた。引き続き「令和元年度事業計画」、「令和元年度収支予算」及び「役員選任の件」の説明があり、すべての議案は本総会において異議なく承認された。

令和元年度事業計画 (2019年4月1日～2020年3月31日)

1. 事業活動方針

昨年1月に公表した「新中長期ビジョン(2018～2027)」の実行計画として「新中期計画2019～2021」を今年3月に策定し、これに基づき活動を進める。

具体的な活動内容としては、国連の持続可能な開発目標(SDGs)や、気候変動に関するパリ協定の締結などの動きに対応して再生可能エネルギー分野の拡大、とりわけ太陽光発電事業を対象とした自主アセス制度の具体化や、環境関連技術の革新等の課題について検討を進める。

また、長年、東北地域で活動してきた東北環境アセスメント協会(任意団体)が発展的に解散してJEASに合流することになり、それにともない11社が新たに当協会に入会したため、新規会員を中心として東北地域に東北支部を設立する。

環境アセスメント士については、国に認定登録され、今後は地方自治体、民間事業者等へも環境アセスメント士の活躍の場が広がることが期待される。

一方、海外交流事業については、アジア諸国、特に今秋にベトナム国を訪問する計画であり、両国の環境アセスメントに関する情報交換と現地視察を通じて、参加会員のモチベーションの向上を図る。

これらの活動内容に基づき、2019年度の主要施策を以下のとおり定め、各種活動を実行していく。

【2019年度主要施策】

- ・再生可能エネルギー分野に関する環境影響評価の進展への貢献
- ・東北支部設立と支部活動の充実
- ・環境アセスメント士の活躍の場の拡大
- ・海外交流によるアジア等地域の持続的発展への貢献

2. 事業内容

(1) 実施事業(公益目的事業)

1) 公開型セミナー開催事業

A. セミナー委員会

公益目的事業として位置付けられている公開型セミナーを年4回程度開催する。今年度の本部公開型セミナーは、話題性のあるテーマや公開型セミナーを実施するほか、外部の学会・協会との共催等を図る。また、支部共催セミナーは今年度設立する東北支部との共催セミナーを開催する。

B. 各支部

支部活動の充実に向け、最近の環境施策動向を踏まえて環境影響評価に関する技術・情報の伝達・普及を行う。また本部との協力のもとに公開セミナーを実施する。北海道支部、中部支部、関西支部、九州・沖縄支部は、過年度同様に公開技術セミナーを1～2回開催するが、特に東北支部は支部設立記念としての位置付けで開催する。

2) 環境アセスメント士認定資格制度事業

環境アセスメントの信頼性の向上と円滑な運用のため、「環境アセスメント士」認定資格制度第15回資格試験を2019年11月24日(日)に、札幌、東京、大阪、福岡の4会場で実施する。

環境省において請負・委託業務の発注にあたっての環境アセスメント士の活用が進められていることや国交省の「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技

術者資格登録」に環境アセスメント士が登録されたこと、自治体においても本資格の活用がみられるようになってきたことを受け、更なる周知・PRを進める。

また、環境アセスメント士の交流連携活動の場として8年度目を迎える「環境アセスメント士会」の育成を支援する。

(2) 収益事業等

1) 企画部会

企画運営委員会は新中期計画(2019~2021)に基づき、政策提言WG、自主アセス認証等制度検討会、技術革新対応WGを組織し、政策提言・研究提案活動、自主アセス認証等制度、技術革新を踏まえた活動を検討する。また会員会社における人材育成、働き方改革の参考となる活動を進める。

海外交流グループは、ベトナム国との相互交流を本格的に展開するため、過去に行っていた海外研修の対象地をベトナムとして再開し、今秋実施の企画を進めることと環境アセスメント学会が実施予定のアジア地域環境アセスメント会議等のイベントに協力する。

また積算資料グループは、昨年度は主に技術要素編の生活環境項目を見直したことから、今年度以降は技術要素編の自然環境項目全般の見直し、その後に事業編を見直して、全体調整を実施する。

2) 広報部会

情報委員会は、関係官庁からの情報受信に関する事項、協会からの情報発信に関する事項、協会事務局の情報システムに関する事項を中心として、例年通り11月~12月に環境省、国土交通省、経済産業省、農林水産省との情報交換会を開催するほか、過年度に引き続き情報管理、情報発信を行う。

JEASニュース編集委員会は、機関誌JEASニュースを年4回(4月、7月、10月、1月)発行する。誌面構成は、特集、エッセイ、環境アセスメント士紹介、JEASレポートほかで構成する。誌面内容については、特集コーナーを活用して環境アセスに関する技術情報、事例、研究等の情報を分かりやすく紹介し、JEASレポートのコーナーでは、JEAS諸活動のPR等、可能な限り当協会の活動内容を紹介する。

3) 研修部会

セミナー委員会は、会員向けセミナーを年2回程度(共催を含む)、野外セミナーを年2回程度開催する。今年度は、主に所管省担当者から直接講演していただくこととし、また野外セミナーは、首都圏近郊を中心に実施する。セミナー講演内容については、講演のビデオを編集し、協会ホーム

ページにビデオライブラリーとして掲載するとともに、関係支部等と連携し、コンテンツの充実を図る。

教育研修委員会は、昨年同様、環境アセスメント入門研修会、環境アセスメント実務研修会、環境アセスメント士受験講習会、技術士受験講習会及び技術交流会をそれぞれ1回ずつ開催する。本技術交流会はセミナー委員会との共同開催とする。

4) 研究部会

環境アセスメント技術に関する研究を以下のとおり進める。また、昨年度からの2年間の研究について、成果のとりまとめ作業も併せて実施する。

自然環境影響評価技法研究会は、昨年度に引き続き、生物多様性オフセット導入に係る研究(国内外の事例調査等)を行うとともに、環境DNAのアセスへの活用可能性に関する研究も行う。

条例アセス研究会は、昨年度に引き続き条例対象事業及び評価項目に関する研究、周知・住民参加に関する研究等に関する研究テーマを継続する。

制度・政策研究会は、昨年度に引き続き、メインテーマとしてHPレイアウトの提案、法アセスにおける主務大臣意見等に関する研究(その2)を行うとともに、アセスの諸手続の緩和の可能性、SDGsのアセスメントへの活動検討等を取り上げる。

新領域研究会は、昨年度に引き続き、再エネ自主アセス、事業終了跡地の影響、土地利用変化の影響に関する研究、新技術に関する研究(環境調査におけるドローン活用等)、累積・複合影響、経済・社会面影響に関する研究等の先端技術をテーマに検討する。

5) 支部活動

支部活動の充実に向け、最近の環境施策動向を踏まえて環境影響評価に関する技術・情報の伝達・普及を行う。また、地方自治体等との交流・連携を推進し、本部との協力のもとに各種セミナー等を実施する。

具体的には過年度同様に、野外セミナー、環境アセスメント士受験講習会、技術士受験講習会、官公庁との意見交換会を開催するほか、支部により若手技術者交流会や女性技術者交流会を開催する。

6) 環境アセスメント関連行事その他

環境アセスメント関連行事のうち、協会が適切と認める事業については積極的に協賛活動等を実施する。

7) 受託事業

環境アセスメント関係機関からの当該事業に関する技術の調査・研究等の業務を受託事業として実施する。

(編集委員：中村 健)

懇親会

通常総会后、会場をマーブルの間に移し、173名の出席者を迎えて、小田信治事務局長の司会により懇親会が行われた。



梶谷修会長

冒頭、梶谷修会長より開会の挨拶があった。挨拶は来賓の方々へのお礼の言葉からはじまり「今年三月に策定した3か年新中期計画に基づいて活動を推進していきます。環境アセスメント士は、国土交通省の民間技術者資格に認定登録され、活躍の場の広がりも期待しています。“未来を切り拓く環境アセスメント”を目指して、今後も取り組んでいく所存でございます」と述べた。

続いて、ご来賓を代表して、あきもと司環境副大臣から「環境アセスメントにより、発電所と地域が共生できる環境が広がっていると感じております。太陽光発電所も環境アセスメントの対象となりますが、貴協会の皆さまの取組により地域の自然が守られることが、日本としてSDGsの目標達成に繋がっていきますので、これからも色々なお知恵をいただきたいと思っております。研鑽を深めていただいて、更なる皆さまのご活躍を心から期待しております」とご挨拶をいただいた。



あきもと司環境副大臣

山東昭子参議院議員からは「貴協会の皆さまのことは、環境政務次官時代から山あり谷ありのなかを共に歩んできた仲間のように感じております。時代が令和に遷りましたが、貴協会の皆さまによる“未来を切り拓く”活動によって、環境アセスメントがさまざまな分野に広がってきたと思っております。貴協会のますますのご発展、ご健康を祝したいと思います」とのお言葉をいただき、乾杯となった。



山東昭子参議院議員

乾杯に引き続き、並べられたご馳走をいただきながら、多数のご来賓の方々や会員相互の歓談の時間となった。

その後、森本英香環境省環境事務次官から「貴協会が非常に長い間活動を続けられており、感銘を受けております。私は、最初の環境アセスメント法の時代に、環境庁の環境影響評価課で同法に取り組んでおりました。当時から考えますと、今日このように多くの会社に環境アセスメントを業として地域の環境



森本英香環境事務次官

を守ることに取り組んでいただいていることを、真にうれしく思っております。今後とも環境省と共に活躍いただくことをお願い申し上げます」とご挨拶をいただいた。



小林正明代表取締役社長

小林正明中間貯蔵・環境安全事業（株）代表取締役社長から「現在、PCB廃棄物処理施設や中間貯蔵施設を作るということをさせていただいております。そのなかで、特に、地元へ足を運びの確かな情報をもとにコミュニケーションをとっていく環境アセスメントの手法は、社会のすべてに通じる王道ではないかと感じております。今後ますますのご発展をお祈りしております」とご挨拶をいただいた。

田中充環境アセスメント学会会長から「貴協会からは環境アセスメント学会に有力なメンバーを輩出していただいております。実務と理論や学問との融合といった面で、当学会の発展に貢献していただいております。今後も次の40年、そして令和の先の時代まで、貴協会のますますのご発展をお祈り申し上げます」とご挨拶をいただいた。



田中充学会会長



丸川珠代参議院議員

また、丸川珠代参議院議員から「環境大臣時代に、火力発電所の環境アセスメントで“是認できない”旨の大臣意見をお出ししました。本日皆さまとお話をして、地球に対しては優しい仕事ができただのかなと密かに自負しております。太陽光発電も貴協会にご協力いただけるようになり、大変ありがたいことであります。今後も地域の暮らしや環境を守るために、梶谷会長を先頭に皆さまのご尽力を賜りたいと思います」とご挨拶をいただいた。

東北支部の会員各社の紹介と挨拶があり、最後に滝口善博副会長が「東北支部の設立により、全国規模となって、協会も今後ますます発展していきたいと思っております。秋にはベトナムの研修も計画しておりますのでご参加をお願いします。また、協会のウェブサイトを更新いたしました。多くの情報を発信していきますのでアクセスをよろしくをお願いします」と述べ、中締めとなった。



滝口善博副会長

(編集委員：熊野聡嗣 / 長池智久)

東北支部の設立

東北環境アセスメント協会の合流にともない、新たに JEAS 東北支部を設立し、理事・東北支部長として池澤紀幸氏（(株) 復建技術コンサルタント）が就任した。そこで、池澤新支部長に東北支部の概要及び今年度の活動内容について報告いただいた。



池澤理事・東北支部長

1. はじめに

東北環境アセスメント協会（以下「東北アセ協」）は、平成 31(2019)年 3 月の第 26 回臨時総会をもって解散し、このたび JEAS に合流・加入することとなりました。東北アセ協は、新たに JEAS 東北支部として再出発することになりましたが、本稿では東北支部の概要と今年度予定している活動内容について説明いたします。

2. 合流までの経緯

東北アセ協は、平成初頭に「宮城県環境アセスメント協会」として設立しました。その後「東北環境アセスメント協会」と改称し、順次東北 6 県の会員を増やしてきましたが、昨年頃から JEAS への合流の機運が高まり、JEAS 本部との意見交換を何度も積み重ねた結果、今回の合流となりました。

3. 会員の状況

東北アセ協に所属していた 28 社のうち 27 社が JEAS に合流しました。このうち 16 社がすでに JEAS の会員であり、残る 11 社が新たに JEAS 会員となりました。また、東北アセ協所属ではありませんでしたが、東北に本社のある JEAS 会員企業が 1 社あり、これを合わせ合計 28 社が東北支部所属会員となります。

28 社のうち東北地区に本社があるのは 15 社であり、その内訳は青森県 1、岩手県 1、宮城県 10、秋田県 2、山形県 1 となっています。

運営委員は、現在 13 名のメンバーで構成されています。運営委員は最大 20 名としていますので、興味がある会員の方は是非ご応募ください。

4. 主な活動内容

令和元（2019）年度の活動内容は、以下を予定しています。東北アセ協の時と比較して「学生への業界説明」や「地域への慈善事業（寄付）」がなくなりましたが、新たに「官公庁等との情報交換会」を行うことにしました。

まずは、設立総会と支部設立記念セミナーが成功するべく進めてまいりたいと思います。

- ・7月31日：設立総会（仙台市内）
- ・9月～10月：支部設立記念
公開セミナー・野外セミナー
- ・11月中・下旬：技術士受験講習会（二次試験模擬面接）
- ・時期未定：官公庁等との情報交換会

5. おわりに

東北と聞いて思い浮かべるものは、豊かな自然や四季がはっきりした気候風土、さらには農産品、水産品、観光資源、自然再生エネルギーなどがあげられ、これらは、直接的・間接的に環境アセスメントや環境調査に関連することがあります。

令和を英訳すると、「beautiful harmony」（美しい調和）のようです。平成の時代を「東北環境アセスメント協会」として、活動してきました。今後、東北支部としましては、令和にふさわしく、環境省本省や JEAS 本部をはじめとする中央の情報を積極的に支部会員に発信し、他支部の皆さまとも円滑な交流を進めながら、盛り上げてまいりたいと思います。

本部の皆さま及び会員の皆さま、不慣れな点等あるかと思しますので、今後ともご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願いたします。また、活発な支部活動を遂行するためにも、ご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

東北支部所属会員

東北に本社のある会員：15社
既会員：4社
(株) 復建技術コンサルタント（支部長）、東北緑化環境保全（株）（事務局）、(株) エコリス、(株) 理研分析センター
新規入会会員：11社
(株) 秋田県分析化学センター、(株) 環境工学、(株) 国際開発コンサルタント、佐野コンサルタント（株）、(株) 三協技術、(株) 三洋設計、(株) 自然科学調査事務所、(株) スカイ環境研究所、(株) 大東環境科学、三国屋建設コンサルタント（株）、(株) 宮城環境保全研究所
東北以外に本社がある会員：13社
アジア航測（株）、いであ（株）、(株) エイト日本技術開発、エヌエス環境（株）、応用地質（株）、(株) オオバ、国際航業（株）、三洋テクノマリン（株）、(株) 地域環境計画、日本工営（株）、パシフィックコンサルタント（株）、(株) 福山コンサルタント、(株) 三菱地所設計



JEAS 環境アセスメント士 紹介



自然環境部門 (2007年)
佐藤 高広

社の都の環境アセスメント士として

私が勤務する(株)復建技術コンサルタントは、宮城県仙台市に本社をおく総合建設コンサルタントです。会社としては、国、地方公共団体、インフラに関する民間事業者からのさまざまな事前調査・計画・設計・行政手続支

援の受託が主となっておりますが、私が所属する都市・環境部では、主にまちづくりや環境アセスメント・環境調査の業務に従事しており、全社的には特異な部署です。

私は、数社を経て現在の会社にいますが、環境アセスメント士を取得したのは前職です。資格取得時は主に国のダムアセスを担当しており、ダム事業における自然環境への環境アセスメントのため、HEPや環境保全対策としての総合的な土砂管理の検討などに従事していました。現在の会社に移ってからは、管理職として自治体の各種条例アセスも担当するようになり、幅広い視点で環境アセスメントに関わっています。

環境アセスメントは、事業実施後の長期間にわたる、事業計画(設計)、運営、維持管理に対して影響を与え、環境保全と人間の営みを両立させる大事なステップです。近年、SDGsと

いった循環型社会対策や風力発電・バイオマス発電等の再生可能エネルギーの普及が進んでいます。自身としては地域に根差したコンサルタントとして、SDGsへの貢献や自然との共生を目標としながら、顧客が求める成果をあげることが環境アセスメント士の使命と感じております。

資格は取得までの苦勞がありますが、取得してからの技術研鑽も重要です。環境アセスメント士の更新には5年間でCPD250ポイントが必要となります。近年は、単なる講習会等への参加のみでなく、各種学協会活動の企画や運営、総合学習補助、大学との共同研究などさまざまな角度から研鑽を行い、自身の技術レベル向上に努めております。そのために日本環境アセスメント協会における活動にも、より関わりを深めていく所存であります。



七ヶ宿ダム魚類調査

(株)復建技術コンサルタント
都市・環境部
TEL.022-217-2026
<http://www.fgc.jp/>



生活環境部門 (2018年)
佐藤 敬司

東北の再エネ推進で地域貢献

株式会社大東環境科学は、1972年に設立し、岩手県を中心に環境計量サービスや各種分析を展開する環境調査会社です。私の勤務している総合技術センターは盛岡市の南に隣接する矢巾町に位置しており、水質や土壌等の

分析を行う分析部門と調査部門があります。調査部門では環境アセスメント関係の調査のほかに、土壌汚染対策法関係の調査業務、自動車騒音常時監視業務や各種騒音調査、固定発生源ばい煙測定、アスベスト調査などを行っており、社会のニーズに応じた業務の多様化に併せ、体制を変化させながら業務の幅を広げています。

私自身は1999年の入社時から、主に調査部門に在籍して鉄道に係る各種測定や環境計量を中心に、自動車騒音常時監視業務、騒音振動問題の調査計画検討や、災害廃棄物処理施設のモニタリング業務などさまざまな業務に携わってきました。近年は、環境アセスメントに係る現地調査等業務への対応が多くなっています。現地調査を通じ、人々の生活スタイルの変化により快適さなどを求める傾向が大きくなっていること、一般の人の知識

や情報も豊富になってきていることなど、対応するわれわれも柔軟な考え方をもち、問題解決に対する技術レベルの向上が、これまで以上に必要になってきていることを感じます。

そのようななかで、2017年から2年間の出向する機会があり、環境アセスメント関連の業務を行う部署に所属しました。環境アセスメント士はその業務のなかで知り、勉強する良い機会と捉えて取得したものです。環境アセスメント士取得のためとはいえ改めて体系的な知識を学習し、経験を整理したことで資格取得という結果もついてきたのでよかったです。配属先では風力発電事業を中心に現地調査、予測評価などの実務のほか、経験不足を感じながらも事業者や、行政、地元住民などと近いところで、いかに互いに納得が得られるものに仕上げていくかを常に考えさせられる経験をしました。

今後も環境測定の分野においては客観的で信頼性のあるデータを提供することはもちろんですが、環境アセスメント士としても求められる資質に少しでも応えられるよう、より一層の自己研鑽を積み、努力していきたいと思っています。

(株)大東環境科学
環境部
TEL.019-698-2671
<http://www.daitou-e.com/>



REPORT 1

2018年度第2回公開セミナー・レポート

1. 災害時の環境管理について～災害廃棄物処理を中心に～
講師 国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター主任研究員 多島 良
2. 災害時の下水処理の段階的な復旧の考え方と対策
講師 国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部 岩崎宏和
3. 東日本大震災避難指示区域での生態系の現状とこれから
講師 国立環境研究所福島支部環境影響評価室主任研究員 吉岡明良
4. 平成29年九州北部豪雨災害における被害の特徴とEco-DRRを考慮した復興のあり方
講師 九州大学工学研究院環境社会部門教授 島谷幸宏

期日：2019年2月25日

公益社団法人土木学会環境システム委員会主催のもと「自然災害の環境影響と対策～災害時の環境影響をとおして人と環境との共生の問題を考える～」と題し、被災直後や復旧時の生活環境の実情、復興・再建時の自然環境との共生のあるべき姿に関する4題の講演が行われた。

災害廃棄物の処理管理については、近年に発生した地震、津波、水害及び土砂災害の事例をもとに、生活再建が最優先のなか、災害廃棄物と生活ごみの分別、リサイクル、健康リスク認知の実態と、迅速かつ適正な処理を支える災害廃棄物処理計画やマネジメントの重要性が語られた。

災害時の下水処理の復旧対策に関しては、東日本大震災と平成30年7月豪雨を事例として、未処理下水の溢水対応などのハード面の対策、下水道の使用自粛等のソフト面の対策を紹介しながら、緊急措置、応急復旧、本復旧への段階的な復旧の考え方が示された。

東日本大震災での避難指示区域の生態系の動向については、自然災害も生態系にとっての攪乱であり、生物多様性の観点からプラス面の効果も期待されるが、里地里山での人間活動の停止による負の影響を問題提起し、長期的・広域的な生物モニタリングの必要性和平時（災害前）からの生物データ蓄積の重要性が語られた。

平成29年九州北部豪雨災害とEco-DRRと復興のあり方については、未曾有の災害に対する土木技術の洪水調節、流木抑止などの機能限界を原則として、復旧という非日常から日常に戻るといった復興の将来を見据えた考え方が示された。その復興には環境への配慮が必須であり、人々の暮らしの単位となる集落ごとに持続的復興のための住民参加プロセス、順応的ガバナンス、復興と環境との統合の重要性や、しなやかに受け流すEco-DRRの導入の必要性が説かれた。

総合討論では、レジリエンスと環境サービスの統合的な研究、ハード面・ソフト面を備えた多角的な復興、エビデンスと社会対話を通じての社会と科学との信頼関係の構築が重要とされ、地域社会への支援と受援のコーディネーター、行政と住民、研究者との対話の橋渡しとして、土木・環境関係のコンサルタントの役割への期待が示された。

(レポーター：(株) 静環検査センター 佐口利一)

REPORT 2

2018年度第3回公開セミナー・レポート

1. 風力発電設備等における環境アセスメントの現状について
講師：経済産業省商務情報政策局産業保安グループ電力安全課 統括環境保全審査官 高須賀邦充
2. 環境アセスメント迅速化手法のガイドについて
講師：株式会社建設環境研究所 都市環境部 上席主任研究員 小園 茂

期日：2019年3月5日

本セミナーでは、風力発電設備及び地熱発電設備に関する環境影響評価法の手続期間の半減を目指した動きについて、行政及び実務者の立場からの講演が行われた。

講演1：風力発電設備等における環境アセスメントの現状について

経産省の審査の迅速化の取組として、①チェックリストの整備・活用、②事例集の公表・活用、③環境審査顧問会の運営変更（準備書の審査を2回から原則1回に）、④都道府県への効率化協力依頼、が実施されている。

しかし、実際には、短縮目標（全体で3ヵ月半程度短縮）のように早くなっていないとのことであった。

また、環境省の検討会では、風力発電所の「規模要件の見直し」「参考項目の絞り込み」等が検討されている。

講演2：環境アセスメント迅速化手法のガイドについて

本ガイドは、NEDOの実証事業の成果として公表されている。ここでいう「前倒環境調査」は、一般の、配慮書→方法書→現況調査、予測・評価等→準備書→評価書の流れに対し、配慮書と方法書の手続中に現況調査、予測・評価等を実施するものである。「前倒環境調査」のデメリットは、現況調査のやり直しや現況調査を広め多めに実施することによる費用の増加であるが、メリットとして、①手続に要する期間を縮減し、②事業における環境配慮を充実させることができる、ことが説明された。

NEDOの実証事業では、方法書から準備書までを8ヵ月以内という目標を掲げ、風力発電事業では21事例で平均7.5ヵ月、地熱発電事業2事例では平均7.9ヵ月と、ほぼ目標達成、との結果が報告された。

アセス手続の迅速化には「手戻り」（調査の追加、事業計画の修正）の防止が重要であり、「手戻り」を防ぐためには、①早期からの有識者等との連携、②前倒環境調査の適用と結果の活用、が重要とのことである。

環境アセスメントの手続は、迅速化が求められて久しい。風力と地熱については社会に後押しをされた形であるが、本セミナーをとおして、そのデメリットを把握しながらも、進める有効性について理解することができた。

(レポーター：日本工営(株) 渡辺純子)

定期アンケート調査報告

環境アセスメント業務等の売上額、従業員数、資格保有状況等の現状及び協会活動に関する会員の意見等について2017年度を対象としたアンケート調査を実施した。57社から回答が得られ、回収率は42%であった。

(1) 会員の地域分布及び業種区分

会員数は2019年3月現在136法人である。会員の分布は関東(60%)が過半数を占め、次いで東海(10%)、九州・沖縄(7%)、中国(7%)、近畿(6%)であり、北海道、東北、甲信越、北陸、四国は1~3%となっている。

会員の業種区分は、最も多いのが「専門サービス業」(建設コンサルタント業、測量業等)の65%、次いで「その他事業サービス業」(環境測定・分析業等)25%であり、この2業種でおおむね90%を占める。そのほか「総合工事業」、「情報サービス業」及び「その他」の業種で構成されている。環境アセスメント関連の多様な業種によって構成されていることが当協会の大きな特徴であり、協会活動

では、その特徴を十分に活かすことが求められている。

(2) 環境アセスメント及び環境関連業務の売上

環境部門の2017年度の売上は、実績ベースでみると回答48社合計で529.9億円である(表-1)。環境部門の売上を回答率で割戻し、会員全体の値を推定すると、2015年度1,490億円、2016年度1,570億円、2017年度1,501億円となり、売上額はここ数年、横ばい傾向にあることが読み取れる。2017年度の1社平均の売上額は11.04億円となり、2016年度とおおむね同じであった。環境関連業務の2017年度の売上額は環境アセスメント業務の売上額の約1.7倍であった。

2017年度の外注費は、回答43社合計で126.6億円、1社平均で2.94億円となっており、2016年度と比較して若干の減少がみられた。このため、売上に対する外注費率は2016年度に比べて減少し、24%となった(表-2)。

(3) 環境関連部門に関わる従業員経験年数

環境関連業務に従事する従業員数を経験年数別に集計し、表-3に示した。2017年度の1社平均従業員数は68.1人で、内訳は経験年数5年未満10.4人、5年~13年未満13.9人、13年以上43.8人となっており、13年以上勤務している技術者が最も多い。環境関係の技術者数は全体としては、増加基調にあるものの、依然、若年技術者の割合は低く、今後も若手技術者の積極的な採用と育成が必要であることがうかがわれる。

(4) 環境アセスメント士、技術士等資格保有状況

環境アセスメント士、技術士及び技術士補の3資格について経験年数別に保有者数を集計し、表-4に示した。

2017年度の1社平均の資格保有者数は、環境アセスメント士4.1人、技術士30.3人、

■表-1 環境部門の売上 単位:億円(実績)

区分	2015年度		2016年度		2017年度	
	回答71社計	1社平均	回答79社計	1社平均	回答48社計	1社平均
①環境アセスメント業務	238.1	3.35	275.1	3.48	196.1	4.17
②環境関連業務	530.5	7.47	623.3	7.89	325.2	6.92
合計	768.6	10.82	898.4	11.37	529.9	11.04

■表-2 環境部門の外注費 単位:億円(実績)

区分	2015年度		2016年度		2017年度	
	回答52社計	1社平均	回答58社計	1社平均	回答43社計	1社平均
①環境アセスメント業務	82.7	1.59	100.4	1.73	54.2	1.29
②環境関連業務	94.3	1.81	107.8	1.86	68.9	1.64
合計	177.0	3.40	208.2	3.59	126.6	2.94

■表-3 経験年数別従業員数 単位:人

区分	2015年度		2016年度		2017年度	
	回答75社計	1社平均	回答80社計	1社平均	回答56社計	1社平均
経験5年未満	528	7.0	843	10.5	583	10.4
経験5年~13年未満	868	11.6	1,163	14.5	778	13.9
経験13年以上	2,418	32.2	2,996	37.5	2,453	43.8
合計	3,814	50.8	5,002	62.5	3,814	68.1

■表-4 経験年数別資格保有状況 単位:人

区分	2015年度					2016年度					2017年度				
	回答75社計		1社平均			回答80社計		1社平均			回答56社計		1社平均		
	アセス士	技術士	技術士補	アセス士	技術士	技術士補	アセス士	技術士	技術士補	アセス士	技術士	技術士補	アセス士	技術士	技術士補
経験5年未満	1	1	92	0.0	0.0	1.2	1	1	100	0.0	0.0	1.3	6	10	357
経験5年~13年未満	33	133	181	0.4	1.8	2.4	39	147	154	0.5	1.8	1.9	33	244	330
経験13年以上	162	899	304	2.2	12.0	4.1	175	988	483	2.2	12.4	6.0	193	1,443	419
合計	196	1,033	577	2.6	13.8	7.7	215	1,136	737	2.7	14.2	9.2	232	1,697	1,106

アセス士:環境アセスメント士



技術士補 19.8 人である。経験年数別の資格保有者数をみると、環境アセスメント士、技術士、技術士補ともに経験年数 13 年以上が最も多くなっている。

(5) 協会活動に対する評価

協会活動に対する評価では、「非常によくやっている」22%（2016 年度 9%）、「よくやっている」58%（2016 年度 52%）と約 8 割がおおむね肯定的意見を示している。

協会に対し希望する活動としては、「持続可能な開発目標」（SDGs）と関連付けたキャンペーンの展開や SDGs に関する取組事例の紹介などがあつた。今後さらなるビジネス展開が期待される SDGs に関する取組への期待の高さがうかがわれる。その他、地方研修会の充実、自主アセスに関する全国的な動向に関する情報発信への要望、グリーンインフラや環境保全措置の取組事例の紹介などの要望があつた。一方、協会の予算縮減にともなう活動範囲の制約などを懸念する意見もあつた。

(6) 協会活動に対する意見

協会活動に対する自由意見の概要は以下のとおりであ

る。これまでも意見のあつた CPD 登録の利便性向上のほか、地方支部の活動への期待や会員の少ない地方での活動展開などの意見が寄せられた。

- ①資格更新時の CPD 申請方法の改善を期待したい。たとえば、独自様式ではなく、他登録証明の転用で承認可能な仕組みへの転換などが考えられる。資格更新手続への円滑な活用を期待したい。
- ②継続の必要性が少ないと考える活動はなく、引き続き環境アセスメントの普及拡大に努めてほしい。
- ③活発な活動を行っている地方支部もあり、有意義であると感ずる。
- ④会員が少ない都道府県があるため、そのような地域での活動を積極的に展開してほしい。
- ⑤法律、条例の改正情報発信や、解説を期待したい。

会員から寄せられたご意見等については、その内容を検討し今後の協会活動に速やかに反映していく必要がある。

最後に、定期アンケートにご協力いただいた皆さまに心よりお礼を申し上げます。

（情報委員 太田垣貴啓）

JEAS 資格・教育センター便り

1. 環境アセスメント士は、環境省の「人材育成・認定等事業データベース」に登録されております。さらに、国土交通省の「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録」を受けております。詳細は、国土交通省の報道発表資料をご参照ください。（登録番号：品確技資第 110 号）（建設環境：調査：管理技術者）

2. 2019 年度「環境アセスメント士」認定資格試験受験申込開始

- (1) 受験申込受付開始：2019 年 9 月 2 日（月）から受験申込受付を開始します。申込書は協会ホームページからダウンロードしてください。 <http://www.jeas.org> 「受験の手引き」をホームページに掲載しました。
受験料：12,000 円
- (2) 受付終了日：2019 年 10 月 18 日（金）
- (3) 試験日時：2019 年 11 月 24 日（日）
10 時～16 時 45 分
- (4) 試験場所：札幌、東京、大阪、福岡の 4 会場
- (5) 過去問題集：2014～2018 年度までの過去問題集を販売中です。詳細はホームページをご覧ください。「生活環境部門」、「自然環境部門」に分かれています。

「資格・教育センター」では、「環境アセスメント士」の「認定資格試験」や「継続教育（CPD）制度」に関する情報やご案内を「JEAS ニュース」に毎号掲載しています。

3. 2019 年度の資格更新

2019 年度の資格更新手続については、2020 年 2 月 3 日（月）から 4 月 30 日（木）まで受付を行います。今年度は、2014 年度に登録された方（登録番号が H26 で始まる方）が対象ですが、2012、2013 年度で更新をされていない方（登録番号が H24、H25 で始まる方）も対象になります。この方は現在、更新保留者となっております。資格更新には条件があります。詳細はホームページ中の「資格更新の手引き」（7 月末に掲載予定）をご確認ください。

4. JEAS-CPD 記録登録について（資格更新時にも必要）

環境アセスメント士の技術レベルの維持・向上、倫理観の涵養等を図るため、継続教育を義務付けております。

- ・詳細はホームページの「JEAS-CPD ガイドブック」にてご確認ください。
- ・CPD 記録証明書の発行も行っております。
- ・CPD の記録登録は随時行っております。記録データがある程度まとまりましたら、資格・教育センター事務局までお送りください。
- ・協会主催の各種セミナーについては、講演内容をセミナー・研修ライブラリーとしてホームページ（会員専用ページ）に掲載しております。ライブラリーの記録を受講することにより CPD 単位の取得も可能です。是非ご利用ください。

協会活動記録

研修部会

平成31年度 技術士第二次試験受験講習会
参加12名
2019年4月13日(土)

(1) 技術士試験について

～技術士第二次試験制度と特徴、申込書の書き方、受験勉強の進め方～
日本工営(株) 志俣和宏
(2) 出題の傾向と対策
① 環境部門・環境保全計画
八千代エンジニアリング(株) 石浦和広
② 建設部門・河川、砂防及び海岸・海洋

八千代エンジニアリング(株) 小林真之
③ 建設部門・建設環境
いであ(株) 深澤 剛
④ 建設部門・建設環境
いであ(株) 鶴島大樹
⑤ 建設部門・建設環境
(株)環境指標生物 安藤伸彦

第15回技術交流会の開催について(予告)

研修部会では、会員相互の技術交流や業務の活性化、ならびに会員の有する環境アセスメント関連技術の内外への発信等を目的として、第15回技術交流会の開催を予定しております。

8月にJEASホームページにて「技術紹介申込み受付」を公開予定ですので、会員の皆さまには本会の主旨をご理解いただき、各社の技術紹介にご活用いただきますようお願い申し上げます。

1. 開催趣旨

当協会の会員は、環境アセスメントに関するそれぞれの得意な分野と技術を有しており、これら蓄積された技術やノウハウについて、この技術交流会を通じて会員相互に紹介・PRすることで、会員各社の業績向上・発展に資するものと考えます。また、例年本会には、関係官庁、自治体等からの参加もあり、技術だけでなく、会員内外の交流の場、会員会社のPRの場、ビジネスチャンスの場、若手育成の場としても活用することを期待しております。

2. 開催日時、会場

2019年12月上旬、東京23区内

3. 技術紹介の形式

① 口頭発表、② パネル展示、の2形式(両方への申し込みも可)

4. 技術紹介申込み

8月より受付開始予定(8月JEASホームページにて詳細公表予定)

※技術交流会での発表及び展示の内容は、JEASニュースに掲載され、JEASホームページで公表されます。

環境アセスメント学会からのお知らせ

2019年度研究発表会開催のご案内

環境アセスメント学会の2019年度研究発表会は、下記のとおり開催されます。本大会では、研究発表のほか、シンポジウムと特別集会、ポスターセッション、技術展示が行われます。JEAS会員の皆さまも奮ってご参加ください。

1. 日時：9月7日(土)～8日(日)

2. 場所：大阪市立大学杉本キャンパス内学術情報総合センター
〒558-8585 大阪市住吉区杉本3-3-138

※前日午後、同会場にて環境省主催・環境アセスメント学会共催のシンポジウムが開催されます。

第8回JEASフォトコンテスト(2020年度JEASニュース表紙写真募集)のご案内

2020年度もJEASニュースの表紙を飾る写真をコンテスト形式で募集します。テーマはこれまで同様「日本の四季」です。未来に残したい日本の風景、行事など、季節感あふれる作品の応募をお待ちしております。採用された方には、賞金等が授与されます。詳細は、協会ホームページ(<http://www.jeas.org/>)にてご確認ください。

募集概要

- ・テーマ：日本の四季
- ・採用作品数：春夏秋冬各1点、計4点。
- ・応募資格：JEAS会員団体に属する個人
- ・募集期間：2019年7月1日(月)～2020年1月31日(金)必着
- ・写真規定：カラー写真(プリントの場合は六切程度、デジタルの場合はおおむね500万画素以上)
- ・結果発表：2020年4月1日、JEASニュース166号誌上、協会ホームページ

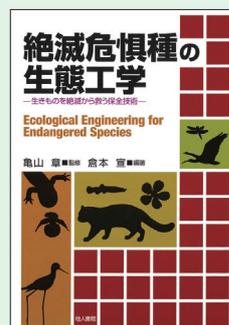
応募・お問い合わせ

(一社)日本環境アセスメント協会 JEASニュース表紙写真選考委員会宛

新刊書のご案内

絶滅危惧種の生態工学 —生きものを絶滅から救う保全技術—

亀山 章 監修 / 倉本 宣 編著
A5判、248頁
定価 3,024円(税込)
地人書館 発行
ISBN978-4-8052-0930-1 C1045



絶滅危惧種の保全は、これまで分類学や生態学などの基礎学によって主に担われてきたが、絶滅危惧種を絶滅から救うためには、現実の問題を解決する応用学が欠かせない。本書は、生きものの存在が可能となる環境やランドスケープの構築を目指す応用学である生態工学に基盤を置く研究者たちが、絶滅危惧種の保全技術を体系的に取り上げ、典型的な事例と生態学的なポイントを紹介。保全の現場に関わる技術者、行政関係者、民間デベロッパー座右の書。

ご注文は、最寄りの書店やネット書店、または下記HPまで。
<http://www.chijinshokan.co.jp/>

編集後記

7月になり、いよいよ夏本番というのがこれまでの季節感だと思いますが、近年4月ごろから真夏日のような日もあり、日本人の四季の感覚がだんだん鈍くなってきているのでは？と心配になります。さて、5月1日、元号が平成から令和に変わりました。令和になって最初のJEASニュースの編集後記を任されることになり、大変光栄に感じています。今号のJEASニュースの特集の対象である「太陽光発電」は、昭和の時代から今の令和の時代までさまざまな技術が開発されながら、発展してきました。メガソーラーというと普段は見かけることは多くありませんが、家屋の屋根や腕時計など、小規模なものは私たちの生活にも身近にあります。2011年の東日本大震災以降は、再生エネルギーへの注目の高まりもあり、各地で太陽光発電施設が造られ、太陽光パネルが家屋やちょっとした空き地にも多く見られるようになりました。今号の特集では、太陽光発電に関する解決すべき課題もあげられました。太陽光発電は昭和の時代から続く長い歴史を持っていますが、自然環境や生活環境への影響を低減しながらうまく活用していく時期に来ていることを改めて感じました。狭い国土の日本だからこそ、環境に影響を与えず、かつ効率的な仕組みをつくる技術が、必然的に発展していくものと期待されます。(編集委員 荒尾章子)